

田布施町防災士育成補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

田布施町長 東 浩 二

田布施町防災士育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災の担い手の育成を促進し、町の地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得した者に対して、資格の取得に要した経費の一部を補助する防災士育成補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力の向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）に認証登録されている者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者で防災士であるものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 自主防災組織、自治会等の地域団体又は町の防災力向上のための活動を行う意思のある者（以下「自主防災組織等」という。）
- (3) 防災士の資格を取得した旨の情報を町長が町内の自主防災組織等に提供することに同意する者

(4) 防災士の資格の取得に係る他の補助、助成等を受けてなく、かつ、受ける予定のない者

2 前項の規定にかかわらず、田布施町暴力団排除条例（平成23年田布施町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員については、交付の対象者とならないものとする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 機構が認証した機関が開催する研修講座の受講に必要な教本の購入費
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録申請料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、田布施町防災士育成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 機構が発行する認証状の写し
- (3) 第4条の各号に掲げる経費の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、防災士として認証登録を受けた日から起算して30日以内又はその日が属する年度の末日までとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、田布施町防災士育成補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、田布施町防災士育成補助金交付請求書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第9条 町長は、前条の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に定めるものを除くほか、町長の指示に従わなかったとき。

（責務）

第11条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町の実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。